平成２３年（フ）第３３７号
相模原市中央区田名4620番地１　ニューハイム関根Ⅱ201号室
債務者　猪瀬　友希
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４７号
相模原市南区新戸2062番地３
債務者　齋藤　芳正
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３５１号
神奈川県座間市入谷３丁目5808番地の２　エクセレントスクエア相武台204号
債務者　一戸　春美
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３５３号
相模原市緑区西橋本４丁目９番51号　メゾンドールタニ101
債務者　福士　芳子
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３５４号
相模原市緑区城山１丁目23番28号
債務者　臼井　健一
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３５５号
相模原市緑区城山１丁目23番28号
債務者　臼井　五月
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３５７号
相模原市中央区矢部１丁目16番９号　ハイツ矢部201号室
債務者　川嶋　浩幸
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２２２号
京都市西京区下津林南中島町９番地１　レインボースクエア101
債務者　堤　　雄一
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３９号
京都府宇治市伊勢田町ウトロ51番地
債務者　金田こと　金　　光弘
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
香川県高松市前田西町759番地６
債務者　谷口　清美
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２１号
北海道檜山郡上ノ国町字向浜23番地の１
債務者　高橋　志郎
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第２０８号
長野県松本市野溝木工２丁目８番18号
債務者　小岩井定子
１　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６０６号
大阪府阪南市自然田794番地の７、前住所大阪府阪南市自然田816番地の１
債務者　髙橋　利奈
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６１９号
大阪府貝塚市半田102番地１　ヴァンテーヌ西納305号、前住所大阪府貝塚市清児665番地３－５－401
債務者　守谷　　徹
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２０号
大阪府泉南市樽井９丁目３番３－403号
債務者　谷川　蔦留
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６２５号
大阪府泉南市樽井３丁目37番14号
債務者　中川　祐一
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６３４号
大阪府泉佐野市鶴原1779番地の２－６、前住所大阪府泉佐野市日根野4102番地の１プチメゾンセーヌ202
債務者　仮谷　泰子（旧姓南）
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係